

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	買受人の承認の取消し		
根拠法令・条項	堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第9条		
所 管 課	農 政 部 農 水 産 課		
処 分 基 準	・ 設 定 ・ 設定できない ・ 基準を公開できない 規則の定めによる。 堺市立青果地方卸売市場条例施行規則第9条 (買受人の承認及び取消し) 第9条 市長は、買受人が前条第3項第1号、第2号、第5号若しくは第6号に該当することとなったとき、又は同項第4号の資力信用を有しない者に該当することとなったときは、前条第1項の承認を取り消すものとする。 2 市長は、買受人が正当な理由がないのに引き続き3月以上その業務を休止したときはその業務を休止したときは前条第1項の承認を取り消すことができる。 (処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由)		
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・ 聴 聞 ・ 弁 明	
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)		
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項		